

# マイナンバー制度が始まります

マイナンバーとは、国民1人1人が持つ、12桁の個人番号のことで、社会保障、税制度等に活用することとしております。

このマイナンバーが記載された通知カードが、平成27年10月以降、お住まいの市区町村から住民票の住所に届きますので、大切に保管してください。

今後、共済組合においては、社会保障制度を担う立場として、組合員、被扶養者の皆様のマイナンバーを管理することになりますが、その詳細につきましては、随時『共済だより』等でお知らせしてまいります。

上記記事に関する  
お問い合わせは

保健課

☎ 028 - 615 - 7816